

上尾市家具転倒防止器具等設置補助制度

ご利用の手引き



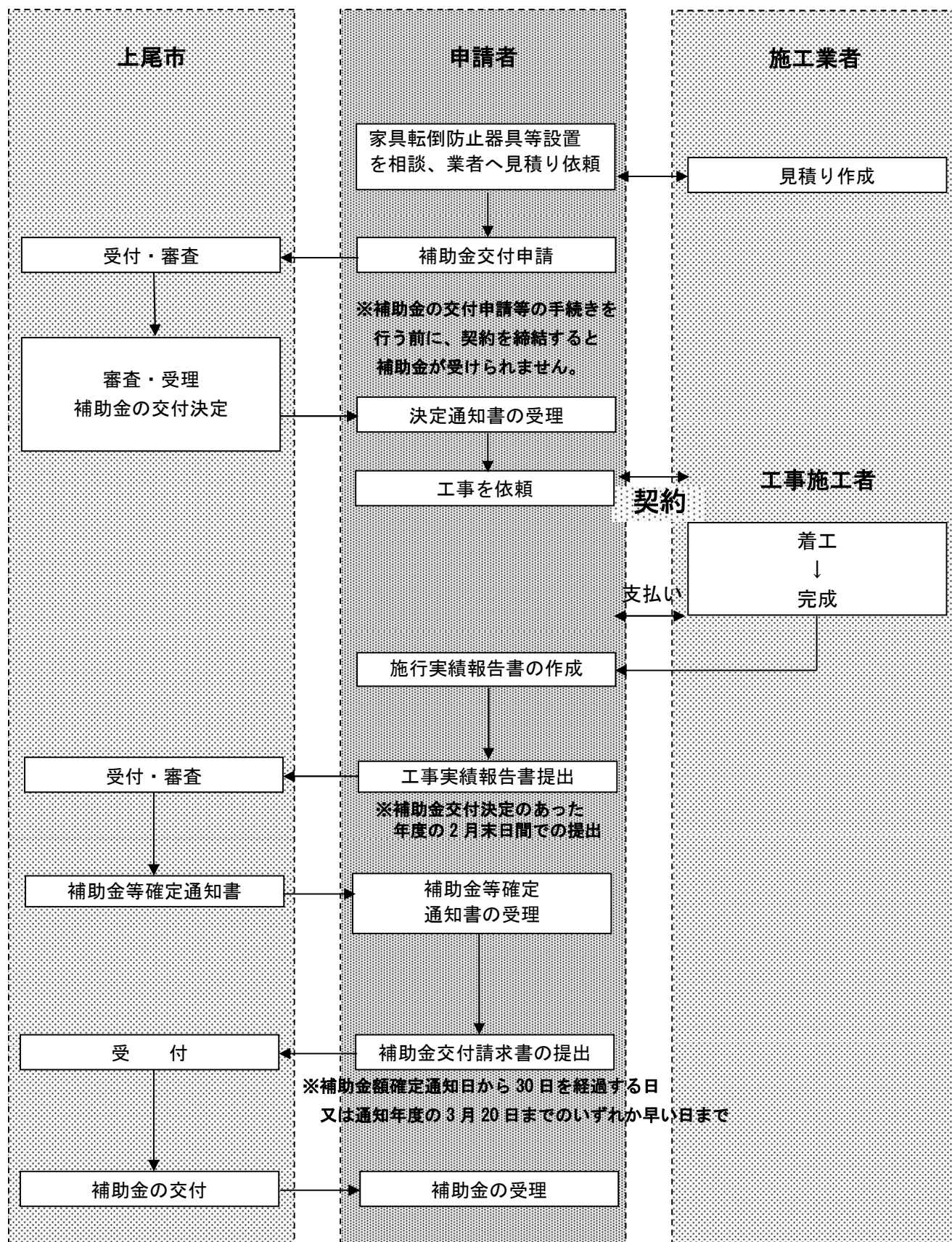
R7. 4

上尾市 都市整備部 建築安全課
電話番号048(775)8490

目次

- 1 上尾市家具転倒防止器具等設置補助制度の手続きフロー
- 2 申請の前にご確認ください
 - 1 補助金の交付を受けることができる方
 - 2 補助の対象
 - 3 補助金の額
 - 4 補助金の交付の限度
- 3 申請の手続きについて
 - 1 申請方法
 - 2 工事完了の報告について
 - 3 交付請求書の提出期限
- 4 申請書等の様式について
 - ・ 補助金等交付申請書
 - ・ 家具転倒防止器具等設置承諾書
 - ・ 補助事業等実績報告書
 - ・ 補助金等交付請求書
 - ・ 補助金口座振込依頼書

1 上尾市家具転倒防止器具等設置補助制度の手続きフロー



2 申請の前にご確認ください

1 補助金の交付を受けることができる方

市内に住所を有する者で、次に掲げる世帯(補助対象世帯)のいずれかに属するもの(補助事業者)とする。

- (1) 65 歳以上の方のみで構成される世帯
- (2) 次のア～エまでのいずれかに該当する方が属する世帯

ア：身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持している方

イ：療育手帳「㊤」又は「A」を所持している方

ウ：精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を所持している方

エ：要介護 3 以上の認定を受けている方

※対象の方詳細については上尾市家具転倒防止器具等設置補助金交付要綱をご確認ください。

2 補助の対象

- ・補助金の交付の対象となる事業は補助事業者が市内事業者に依頼して行う家具転倒防止器具等の設置工事とする。
- ・補助金の交付の対象となる経費は器具設置工事の実施に要する費用とし、器具設置工事に係る施工箇所が複数あるときは 3 箇所までを限度とする。

3 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の額と 1 万円とを比較していずれか少ない額とする。

※補助金額が予算額に達した場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

4 補助金の交付の限度

補助金の交付は、一の補助対象世帯につき 1 回を限度とする。

3 申請の手続きについて

1 申請方法

補助金等交付申請書（規則第1号様式）に、次の書類を添付のうえ提出してください。

- (1) 補助対象事業を行う住宅の付近見取り図（案内図）
- (2) 間取り図その他の補助対象事業を行う寝室その他の居室の間取りを確認することができる書類の写し（居室全景と取付けする家具の写真でも可）。
- (3) 補助対象経費についての見積り書の写し（業者の住所が市内であることが確認できるもの）
- (4) 補助事業者が65歳以上の者のみで構成される世帯である場合にあってはその事実を確認することができる書類の写し（続柄入りの世帯全員の住民票等）
- (5) 補助事業者が次に掲げる補助対象世帯に属する世帯の場合にあっては、その事実を確認することができる書類の写し
（手帳の写しや介護保険被保険者証の写し等）

- ① 身体障害者手帳1級又は2級を所持している方
- ② 療育手帳「A」又は「B」を所持している方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方
- ④ 要介護3以上の認定を受けている方

- (6) 補助事業者が自己又は同居の者以外の者の所有する住宅に居住する場合にあっては、家具転倒防止器具等設置承諾書（別記様式）

※注意事項

- 申請の内容を審査し、助成することを決定したときは、「補助金等交付決定通知書」を交付しますので、家具転倒防止器具等設置補助工事を行う手続きを開始してください。
- 補助金等交付決定通知書は、補助金の支払いを確定したものではありません。その後、家具転倒防止器具等設置工事が行われない場合又は、虚偽の申請等が判明した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。
- 補助金等交付決定通知書の交付前に契約を行うと補助を受けられません。

2 工事完了の報告について

家具転倒防止器具等設置工事が完了したときは、次の書類を提出してください。

- (1) 補助対象事業の完了状況を確認することができる写真（着工前、着工後）
- (2) 補助対象事業の実施に係る工事請負契約書（又は請求書）及び領収書の写し
（業者の住所が市内であることが確認できるもの）

※実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日とする。

3 交付請求書の提出期限

補助金等交付請求書の提出は、補助金の額の確定の通知をした日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、行ってください。

4 申請書等の様式について

※申請様式等は、上尾市ホームページからダウンロードできるほか、建築安全課で配布しています。